

東京都板橋区農業委員会

第25期第1回定例総会議事録

令和5年7月25日

於 下赤塚地域センター第2・第3洋室 (赤塚庁舎3階)

第 25 期第 1 回板橋区農業委員会定例総会

開催日時 令和 5 年 7 月 2 5 日（火）午後 3 時 3 0 分

場 所 下赤塚地域センター第 2 ・ 第 3 洋室（赤塚庁舎 3 階）

出席委員 1 1 名 下記のとおり

記

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	安井 一郎	5	稲本 政美	9	木村 博之
2	會田 幸夫	6	山口 賢治	10	宮本 拓
3	松澤 智昭	7		11	田中 はつ江
4	染宮 利章	8	中妻 じょうた	12	大野 治彦

議 事

【第一部・役員選出等】

- 1 開会
- 2 仮議長の決定
- 3 議席番号の決定
- 4 会長選出
- 5 会長職務代理者選出
- 6 運営委員の決定

【第二部・議案等審議】

- 1 再開
- 2 会長挨拶
- 3 協議事項
 - (1)引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について (資料1)
 - (2)板橋区都市型農業振興・農地保全推進事業費補助金交付申請について (資料2)
- 4 報告事項
 - (1)農地転用届出の専決処分報告について (資料3)
合計4件 (内訳) 4条関係3件 5条関係1件
 - (2)地目変更登記に係る照会に対する調査結果について (資料4)
 - (3)国有農地見回りについて (資料5)
 - (4)令和5年度板橋区農業経営実態調査について (資料6)
- 5 次回日程
 - 日 時 令和5年8月28日(月)午後2時00分 開会
 - 場 所 下赤塚地域センター第2・第3洋室 (赤塚庁舎3階)

議 長	山口 賢治	会長
署名委員	會田 幸夫	委員
	稲本 政美	委員
出席係員	藤原 仙昌	事務局長
	岸 幸夫	農政担当係長
	河崎 啓	農政主査
	梅宮 崇	書記

事務局 長	<p>(第一部・役員選出等)</p> <p>只今より、板橋区農業委員会の第25期第1回定例総会を開会いたします。本日は、議席番号の決定、会長・会長職務代理者の選出等を行った上、議事案件のご審議をお願い致します。</p> <p>議席の決定、会長等の選出にあたりましては、会議規則第8条第3項の規定により仮議長を定めます。出席委員中の年長者が仮議長と定めておりますので、田中はつ江委員に仮議長の職をお願いしたいと思えます。田中委員、よろしくお願い致します。</p>
仮 議 長	<p>(仮議長が席へ移動)</p> <p>只今ご紹介をいただきました、田中でございます。それでは議事に入ります。</p> <p>初めに、議事録の署名委員を指名いたします。會田幸夫委員・稲本政美委員、以上のお二方をお願いいたします。また、欠席の届出が久保秀一委員から出ております。</p> <p>それでは、会議規則第7条に基づき、委員の議席をくじにより決定したいと思います。くじの順番は、特段の申し出がなければ、氏名の五十音順ということでしょうか。</p>
仮 議 長	<p>〔「異議なし」と言う人あり〕</p> <p>ご異議がないようですので、お名前の五十音順でくじを引いていただくこととします。</p> <p>それでは、書記がくじを持って順次皆様の席を回りますので、會田幸夫委員からお引きください。</p>
委 員 全 員	<p>(くじ引き)</p>
仮 議 長	<p>只今行いました、くじ引きの結果について、事務局長から発表をお願い致します。</p>
事 務 局 長	<p>議席を発表致します。1番安井一郎委員、2番會田幸夫委員、3番松澤智昭委員、4番染宮利章委員、5番稲本政美委員、6番山口賢治委員、7番久保秀一委員、8番中妻じょうた委員、9番木村博之委員、10番宮本拓委員、11番田中はつ江委員、12番大野治彦委員、以上でございます。</p>
仮 議 長	<p>皆さま、間違いはございませんか。よろしければ、ご自身の名札をお持ちいただき、議席に移動をお願い致します。</p>

	(委員が各議席へ移動)
仮 議 長	次に、農業委員会会長・会長職務代理者の選出を行います。議案のうち重要な事項の表決は、会議規則第13条第3項に、投票によるものと定めておりますので、選出は「投票」で行います。 それでは、投票執行の手続きについて、事務局長から説明をお願い致します。
事 務 局 長	投票はお一人ずつ記載台をお願い致します。用紙は、書記が交付致します。用紙には、その職に最もふさわしい委員一名の氏名を記入いただき、投票箱にお入れ下さい。投票者ご自身のお名前はお書きいただくことなく結構です。開票の結果、有効投票のうち、最も多く得票された方を選出いたします。最も多く得票した方が複数いらっしゃる場合は、決選投票を行います。
仮 議 長	只今の説明のとおり、執行したいと思いますが、ご異議ありませんか。 〔「異議なし」と言う人あり〕
仮 議 長	異議がないものと認め左様決定いたします。 次に、投票及び開票立会人を選任いたします。私から、指名させていただきますと思いますが、ご異議ありませんか。 〔「異議なし」と言う人あり〕
仮 議 長	ご異議がないようでございますので、私から指名いたします。染宮利章委員、木村博之委員、以上の2名の方に、お願い致します。 投票箱をお持ちしますので、投票箱が空であることをご確認ください。
書記・開票立会人	(投票箱確認)
仮 議 長	これより会長選出の投票に入ります。議席番号の若い委員から順に、記載台の方で、第25期板橋区農業委員会会長に最もふさわしいと思われる委員の氏名を記載の上、投票箱に投票して下さい。 それでは、議席番号の若い委員から順に投票をお願い致します。
委 員 全 員	(記 載・投 票)
仮 議 長	以上で投票を終わります。これより、開票致します。立会人は、職員の開票作業への立ち会いをお願い致します。

書記・開票立会人	(開 票・集 計)
仮 議 長	開票が終わりました。事務局長から開票結果の発表をお願い致します。
事 務 局 長	開票結果を発表致します。投票総数 11 票、有効投票数 11 票、無効投票数 0 票、投票結果、山口賢治委員 9 票、會田幸夫委員 1 票、田中はつ江委員 1 票、以上でございます。
仮 議 長	開票の結果、会長には、山口賢治委員が選出されました。それではこれ以降の議事進行は会長をお願いしまして、仮議長の職務は以上といたします。皆様のご協力にお礼申し上げます。
	(仮議長・会長座席移動)
事 務 局 長	それでは只今の選挙で会長に選出されました、山口賢治委員、お席の移動と就任のご挨拶をお願い致します。
会 長	只今選挙で会長に選出されました、山口でございます。3年間、皆様のご協力を得ながら、一生懸命頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。
事 務 局 長	ありがとうございました。それでは会長、議事の進行をお願い致します。
会 長	ここからは会議規則第 4 条の規定により、私が議長を務めさせていただきます。次に会長職務代理者の選出を行います。これより投票に入ります。 立会人のお二人は、投票箱が空であることをご確認ください。
書記・開票立会人	(投票箱確認)
会 長	よろしいでしょうか。それでは、会長選出の例に従い、議席番号の若い委員から順に第 25 期板橋区農業委員会会長職務代理者の投票をお願い致します。会長職務代理者につきましても、最もふさわしいと思われる委員お一人の氏名をお書きの上、投票箱にお入れ下さい。
委 員 全 員	(記 載・投 票)

会 長	<p>以上で投票を終わります。これより開票に入ります。立会人は、開票作業への立ち会いをお願い致します。</p>
書記・開票立会人	<p>(開 票・集 計)</p>
会 長	<p>事務局長から開票結果の発表をお願い致します。</p>
事 務 局 長	<p>開票結果を発表致します。投票総数 11 票、有効投票数 11 票、無効投票数 0 票、投票結果、會田幸夫委員 9 票、田中はつ江委員 2 票、以上でございます。</p>
会 長	<p>開票の結果、会長職務代理者に選出されました、會田幸夫委員から、就任のご挨拶を、お願い致します。</p>
職 務 代 理 者	<p>只今選挙で会長職務代理者に選出されました、會田でございます。山口会長をサポートし、皆様とともに頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。次に、農業委員会運営委員を 5 名選出致します。私から指名させていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と言う人あり〕</p>
会 長	<p>ご異議がないようですので、私のほか、4 名をご指名致します。会長職務代理者の會田幸夫委員、染宮利章委員、田中はつ江委員、安井一郎委員、以上でございます。</p> <p>只今、ご指名させていただきました委員に運営委員をお願い致しますと思っておりますが、いかがでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と言う人あり〕</p>
会 長	<p>ご異議がないようですので、左様決定いたします。</p> <p>以上をもちまして、委員会運営の体制に関する議事は、終了いたしました。</p> <p>大分、時間も経過いたしましたので、この際、暫時休憩致したいと思います。</p> <p>再開は、16 時 00 分といたします。</p> <p>(休 憩)</p>

	<p>【第二部・議案等審議】</p>
事務局 長	<p>休憩前に引き続き、第25期第1回農業委員会定例総会を再開させていただきます。</p> <p>議事の進行につきましては、会長をお願いいたします。</p>
会 長	<p>それでは、第25期第1回農業委員会定例総会を再開させていただきます。初めに、協議事項(1)引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について事務局、説明をお願いします。</p>
事務局 長	<p>それでは、1ページ、資料1をご覧ください。この証明書は、生産緑地を相続した際、引き続き農業を継続することなどを条件に、相続税の納税を猶予されている方が、3年に一度、税務署に提出する相続税の納税猶予の継続届出書に添付する書類となっており、農業委員会が引き続き農業経営を行っているかを確認し、証明書を発行するものです。今回は2件ございます。</p> <p>番号1、土地所有者の住所及び氏名は記載のとおりです。土地の所在は、赤塚二丁目2076番1、2136番、2139番1の一部、2140番、2141番、2143番、2151番、2152番1の一部の8筆で、地目はいずれも畑。面積は8筆合計で4,612平方メートルです。7月10日に、會田会長職務代理に現地を確認していただいております。おおむねの位置ですが、2ページ上の案内図で生産緑地番号21、22の矢印が指しているところで、赤塚小学校の南側です。問題がなければ、3ページの証明書を発行したいと思います。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
書 記	<p>入口入って左手にじゃがいも、右手側から敷地奥までみかんの木が一面に広がっておりました。</p> <p>適切に耕作されている様子が確認できました。証明書の発行にあたり問題はないと考えております。</p>
会 長	<p>続けて2件目の説明をお願いします。</p>
事務局 長	<p>番号2、土地所有者の住所及び氏名は記載のとおりです。土地の所在は、成増四丁目820番1の一部と820番6の2筆で、地目はいずれも畑。面積は2筆合計で1,129平方メートルです。こちらも7月10日に、會田幸夫会長職務代理に現地を確認していただいております。おおむねの位置ですが、2ページ下の案内図で生産緑地番号106の矢印が指しているところで、成増幼稚園の南側です。問題がなければ、4ページの証明書を発行したいと思います。現地の詳細については、書記</p>

	から画面でご説明いたします。
書記	さといも、きゅうり、なす、アスパラ等が植えられており、ハウスはトマト等が植えられておりました。適切に耕作されている様子が確認できました。証明書の発行にあたり問題はないと考えております。
会長	以上2件について、何か、ご意見、ご質問等ございますか。
会長職務代理	2件ともしっかりと耕作されていきました。ハウスもきれいに耕作されていきました。特に問題はありませんでした。
大野委員	証明願いの下の欄に、令和2年6月15日から令和5年7月10日までとなっておりますが、この後の証明や確認はどうなりますか。
事務局長	3年に1回こちらの証明書を提出する必要があり、その際に現地確認をいたします。また、年1回、10月に農業委員の皆様と生産緑地が適切に耕作されているかの現地調査を行います。それ以外にも、農業委員の皆様から適正に管理されていない生産緑地を見つけた際は、ご報告いただき、事務局職員が現地確認をするなど、段階的に現地確認を行っております。
大野委員	相続についての手続きもこれで終了ですか。 特別な事情で相続を受けたことを証明したわけで、これで一旦、ひと段落という意味合いで宜しいですか。
事務局長	はい。次は3年後ということになります。
大野委員	申請者のみかんはふつうのみかんですか。かなりの本数が植えてあったと思いますが、出荷等されていますか。
会長職務代理	普通のみかんです。ボランティアで学校や幼稚園の子供たちに収穫をさせてあげているそうですが、それでもかなり余ってしまうようです。
会長	他に何か、ご意見、ご質問等ございますか。
松澤委員	納税猶予を受けた後の期間について、生産緑地30年経過する前の、例えば28年目に継続が不可能となった場合、遡って納税するのか、残りの2年間で課税されるのか教えてください。
事務局長	基本的には、あくまでも猶予ということなので、遡って全てになります。

	<p>す。さらに、利子税という形で課税されます。</p>
松 澤 委 員	<p>期間を満期しない限りは、全額を支払い、さらに利子税を払うということによろしいですか。</p>
事 務 局 長	<p>はい。おっしゃる通りです。</p>
松 澤 委 員	<p>相続を受けた方が、亡くなるまでの間ずっと利子税を払い続けるということですか。</p>
事 務 局 長	<p>相続を受けた方が、先代が亡くなるまでの間、営農を続けていれば、その時点で初めて、先代の方の相続税が無くなるということになります。</p>
松 澤 委 員	<p>例えば、父親から相続を受けた息子さんが、父親が亡くなるまでの期間、営農をしていれば、相続税はかからないということですか。</p>
事 務 局 長	<p>はい。おっしゃる通りです。</p>
会 長	<p>他に何か、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>特にないようですので、こちらの申請について証明書の発行をお願いいたします。</p> <p>続きまして、協議事項（２）板橋区都市型農業振興・農地保全推進事業費補助金交付申請について、２件あるうちの１件は、染宮利章委員に関わる案件ですので、農業委員会法第３１条の規定により、染宮利章委員はご自身が関係する議事に参与することができません。それでは事務局、説明をお願いいたします。</p>
事 務 局 長	<p>５ページ、資料２をご覧ください。この補助金は、区内農業者を対象に設備導入や農地整備などの経費の一部を補助することで、区内農業の持続及び区内農地の保全に繋げていくことなどを目的に区が行っている事業ですが、区での審査に当たり、農業委員会に諮問し答申を受けることとなっておりますので、協議事項としております。</p> <p>今回は２件ございまして、まず１件目、５ページの記書きの下、申請者の氏名及び住所は記載のとおりでございます。対象事業は農業省力化事業で、事業内容は農機具の購入となっております。農業省力化事業は、耕運機などの大型農機具の購入が対象となります。施行場所は記載のとおりで、事業経費は５２万５千円、申請金額は１７万５千円です。１枚おめくりいただいて右側７ページは事業計画となっております。本年８月に購入する計画となっております。さらに１枚おめくりいただいて</p>

<p>会 長</p>	<p>右側 9 ページが見積書。さらに 1 枚おめくりいただいて、左側の 1 0 ページが購入する農機具のカタログとなっております。</p> <p>次に 1 1 ページをご覧くださいと補助要件等が表になっておりますが、事務局としましては、補助要件に合致しているものと考えております。問題がなければ、1 2 ページの答申書を発行したいと考えております。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>続けて、2 件目の説明をお願いいたします。</p> <p>続きまして、2 件目です。1 3 ページの記書きの下、申請者の氏名及び住所は記載のとおりでございます。対象事業はこちらも農業省力化事業で、事業内容は農機具の購入となっております。施行場所は記載のとおりで、事業経費は 1 7 2 万円、申請金額は 5 0 万円です。1 枚おめくりいただいて右側 1 5 ページは事業計画となっております、本年 8 月に購入する計画となっております。さらに 1 枚おめくりいただいて右側 1 7 ページが見積書。さらに 1 枚おめくりいただいて、左側の 1 8 ページが購入する農機具のカタログとなっております。</p> <p>次に 1 1 ページの補助要件等の表と照らし合わせて、補助要件に合致しているものと考えております。問題がなければ、1 9 ページの答申書を発行したいと考えております。</p>
<p>会 長</p>	<p>何か、ご意見、ご質問等ございますか。</p>
<p>大 野 委 員</p>	<p>財源は、区の独自予算ですか。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>区の単独経費です。</p>
<p>大 野 委 員</p>	<p>予算の上限は決まっていますか。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>件数は、決まっておりませんが、金額は、2 1 0 万円と決まっております。</p>
<p>会 長</p>	<p>他に何か、ご意見、ご質問等ございますか。</p>
<p>大 野 委 員</p>	<p>第二号様式で事業計画とありますが、下の空欄の部分にどう使用したかの記載はないのですか。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>こちらの事業は農機具を購入するための比較的シンプルな事業になりますので、単純に購入時期の記載を求められているものになります。</p>

<p>会 長</p>	<p>他に何か、ご意見、ご質問等ございますか。 特にないようですので、答申をよろしく申し上げます。続きまして、報告事項(1)農地転用届出の専決処分報告について、事務局、説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>それでは、20ページ、資料3をご覧ください。農地法第4条第1項第7号の規定による届出で、令和5年6月11日から令和5年7月10日までに届出があったもの、3件でございます。 こちらの内容ですが、農地法第4条第1項では、権利の移転を伴わず農地を農地以外のものにする場合、当事者が都道府県知事の許可を受けなければならないとなっておりますが、例外規定としまして、同項第7号で、市街化区域内の農地については、あらかじめ農業委員会に届出をすれば許可は不要としており、板橋区内は河川を除きすべて市街化区域となりますので、出されているものでございます。また、本件については、板橋区農業委員会処務規則第8条第1項第4号に基づいて、事務局長による専決処分を行っていることから、報告事項としております。 専決番号1、土地の所在が宮本町67番3で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。 面積は15平方メートル、転用の目的は店舗兼個人住宅です。届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。概ねの位置は、このページの下のご案内図で専決番号1の矢印が指しているところ、志村第一小学校の南東側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書 記</p>	<p>現況は不耕作地となっております、現況に対する届出でございます。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>専決番号2、土地の所在が三園一丁目2番6で、登記簿上の地目は田、現況は不耕作地です。面積は148平方メートル、転用の目的は駐車場です。届出人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。概ねの位置は、21ページ上の案内図で専決番号2の矢印が指しているところ、三園小学校の南側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書 記</p>	<p>現況は駐車場となっております、現況に対する届出でございます。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>専決番号3、土地の所在が徳丸四丁目180番11で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は274平方メートル、転用の目的は共同住宅です。届出人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。概ねの位置は、21ページ下の案内図で専決番号3の矢印が指しているところ、赤塚第一中学校の北側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>

書	記	現況は不耕作地となっており、令和4年6月着工、令和5年7月完了予定、木造2階建1棟の共同住宅建築予定となっております。
会	長	4条関係で3件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。 3番は共同住宅2階建てですか。
書	記	2階建てになります。
会	長	他に何か、ご意見、ご質問等ございますか。 特にないようですので、5条の説明をお願いします。
事 務 局 長		引き続き、22ページにお進みください、農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。こちらも令和5年6月11日から令和5年7月10日までに届出があったもので、1件でございます。 農地法第5条は、権利の移転を伴って農地を農地以外にする場合の規定となっております。先ほどの農地法第4条と同様の取り扱いとなっていることから、報告事項としております。 専決番号1、土地の所在が成増四丁目564番8、10の2筆で、登記簿上の地目はいずれも畑、現況はいずれも不耕作地です。面積は合計463平方メートル、転用の目的は共同住宅です。譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。概ねの位置は、このページの下のご案内図で専決番号1の矢印が指しているところ、赤塚第二中学校の北側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。
書	記	現況は不耕作地となっており、令和5年9月着工、令和6年3月完了予定、鉄骨造2階建て1棟の共同住宅建築予定となっております。
会	長	5条に関して、何か、ご意見、ご質問等ございますか。
染 宮 委 員		この土地ですが、隣接道路が非常に狭くて、従来から共同住宅が建たないと言われていたのですが、事務局でも本当に建築許可が出ているのか確認をしていただきたい。
会	長	この件について、何かわかりますか。
農政担当係長		現時点で、私共も把握しておりませんので、次回の総会でご報告させていただきますと思います。

<p>会 長</p>	<p>今は、画面の状態ということですか。</p>
<p>書 記</p>	<p>画面のと通りの状態です。</p>
<p>会 長</p>	<p>他に何か、ご意見、ご質問等ございますか。 特にないようですので、次に進みます。(2)地目変更登記に係る照会に対する調査結果について 事務局、説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>それでは、23ページ資料4をご覧ください。令和5年6月11日から令和5年7月10日までに東京法務局板橋出張所より照会のあったものが4件ございます。</p> <p>こちらにつきましては、東京法務局板橋出張所が、登記簿上の地目を農地から農地以外に変更するにあたり、農業委員会に対しこれまでの転用届の有無や現在の状況について照会してくるもので、それについて調査を行い回答しております。</p> <p>番号1、土地の所在が高島平一丁目36番1で、登記簿上の地目は畑、面積は689平方メートルです。土地所有者の住所、氏名は記載のとおりです。本件については、6月15日に現地調査を行うなどして、現況が非農地であることや過去に転用届が出ていないことを確認し、その旨を6月16日に東京法務局板橋出張所に回答しております。概ねの位置は、24ページ上の案内図で番号1の矢印が指しているところ、高島第六小学校の南側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書 記</p>	<p>現況は共同住宅となっております。非農地である旨を法務局に回答しております。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>番号2、土地の所在が高島平四丁目23番6で、登記簿上の地目は畑、面積は679平方メートルです。土地所有者の住所、氏名は記載のとおりです。本件については、6月27日に現地調査を行うなどして、現況が非農地であることや過去に転用届が出てないことを確認し、その旨を6月28日に東京法務局板橋出張所に回答しております。概ねの位置は、24ページ下の案内図で番号2の矢印が指しているところ、高島第三中学校の北側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書 記</p>	<p>現況は店舗及び駐車場となっております。非農地である旨を法務局に回答しております。</p>

事務局 長	<p>番号3、土地の所在が徳丸六丁目84番8で、登記簿上の地目は畑、面積は85平方メートルです。土地所有者の住所、氏名は記載のとおりです。本件については、6月27日に現地調査を行うなどして、現況が非農地であることや過去に転用届が出ていないことを確認し、その旨を6月28日に東京法務局板橋出張所に回答しております。概ねの位置は、25ページ上の案内図で番号3の矢印が指しているところ、紅梅保育園の西側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
書 記	<p>現況は個人住宅となっております。非農地である旨を法務局に回答しております。</p>
事務局 長	<p>番号4、土地の所在が徳丸二丁目105番21、22の2筆で、登記簿上の地目は畑、面積は合わせて355平方メートルです。土地所有者の住所、氏名は記載のとおりです。本件については、7月11日に現地調査を行うなどして、現況が非農地であることや過去に転用届が出ていないことを確認し、その旨を7月11日に東京法務局板橋出張所に回答しております。概ねの位置は、25ページ下の案内図で番号4の矢印が指しているところ、板橋有徳高校の西側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
書 記	<p>現況は不耕作地となっております。非農地である旨を法務局に回答しております。</p>
会 長	<p>何か、ご質問等ございましたら、お願いいたします。</p>
大 野 委 員	<p>4つの物件は、先程の農地法に抵触しないのですか。</p>
事務局 長	<p>あくまで登記簿上の地目だけが、何らかの事情で残ってしまっていて、現況がすでに、農地の体をなしていない状況になっておりますので、それを確認して回答することとなっておりますが、いつからその状況であるかは、把握できておらず、明確に農地法に違反しているとは言えません。ただし、こういった状況にも関わらず、登記は変わっていないこと自体は、いい状況ではないと認識しております。</p>
大 野 委 員	<p>登記簿上、畑であるところは、生産緑地ではないので、税金は通常の税額になっていると思いますが、それを転用するときには、農地法に基づいて申告行為をするよう義務付けられていますか。</p>
事務局 長	<p>農地であったものを農地以外にする場合、現状は、農地法第4条或い</p>

	<p>は第5条の規定が必ずかかってくるので、あらかじめ、農業委員会に届け出ることとなっております。</p>
大野委員	<p>農地法第4条と5条の違いは何ですか。</p>
事務局長	<p>第4条は、権利の移転を伴わない農地の転用で、第5条は、所有権等の権利の移転を伴う農地の転用となります。</p>
会長	<p>他に何か、ご質問等ございましたら、お願いいたします。 無いようですので、次に進めさせていただきます。(3) 国有農地見回りについて、事務局、説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>こちらは書記からご説明いたします。</p>
書記	<p>資料5、26ページをご覧ください。毎年行っている国有農地の見回りでございます。</p> <p>国有農地とは、戦後の農地改革の際に自作農創設という特定の政策目的のため、国が強制的に買収したものであることから、国が管理・処分を行っている農地となります。</p> <p>今回の国有農地見回りに関しては、東京都国有農地等管理事務処理要綱において、東京都知事及び区市町村農業委員会が第1号法定受託事務として行う国有農地及び開拓財産の管理を適切に実施することとされているなかで、国有農地等管理事務の一つとして、国有農地を定期的に見回り、国有農地等の現状把握に努めるものでございます。</p> <p>板橋区内の国有農地、全30件のうち、9件が未貸付地と農耕貸付地で、21件が転用貸付地です。見回り時期は、例年同様、1回目は8月中に全30件を見回り、2回目は来年3月に未貸付地と農耕貸付地の9件を再度見回る予定でして、農政担当係長と書記で見回りを行い、総会で結果報告をいたします。</p> <p>また、昨年は31件で、未貸付地の小茂根五丁目の建物と道路の境の舗装されていた場所が、所有権移転により、削除となりまして、今年度は、30件となりました。</p>
会長	<p>何か、ご意見、ご質問等ございますか。 特にないようですので、次に進みます。(4) 令和5年度板橋区農業経営実態調査について、事務局、説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>こちら書記からご説明いたします。</p>
書記	<p>資料6、27ページをご覧ください。</p>

会長	<p>本調査の目的ですが、区における農業経営の実態を把握し、今後の農業振興事業の基礎資料とするために行うものでございます。調査内容は28ページから33ページまでが調査票となっております、昨年度と同じ内容となっております。</p> <p>27ページにお戻りください。調査対象は、板橋区に住所を有する農業者138戸となっておりますが、昨年調査時にすでに農業を行っていないと報告を受けた件数が2件ございましたので、実質136戸が対象となろうかと思えます。</p> <p>基本的には、前年度調査に応じてくださった対象者数ですが、それに加え、農地台帳との突合により新たに判明した農業者を対象とします。毎年、東京都主税局から農地課税されている農地のリストが送られてきますので、それと現在の対象農地を突合し、職員で現地確認を行った結果、農地と認められる場所の所有者については、調査対象に加えていきたいと思えます。</p> <p>続きまして、今後のスケジュールですが、8月中旬に調査票を配布いたします。調査の基準日は8月1日時点のものをお書きいただくこととなります。提出期限は9月30日で、集計を来年1月までに行い、2月に報告書を作成する予定です。また、この調査は、板橋区と農業委員会の共催で行います。</p> <p>また、今回資料にはございませんが、経営実態調査に併せまして、都市農地保全調査という、東京都農業会議が東京都から委託されている調査を行います。内容は、経営の概況、生産緑地の貸借の意向について記入していただく形となります。なお、提出は、先ほどご説明いたしました、農業経営実体調査と一緒に9月30日までにご提出いただきたいと思います。</p> <p>こちらにつきまして、何かご質問等はございますか。 無いようですので、これをもちまして第1回定例総会を閉会いたします。</p> <p>(終了時間 午後4時55分)</p> <p>次回の日程を下記のとおり決定し散会。</p> <ul style="list-style-type: none">・運営委員会 8月21日(月) 午後2時・定例総会 8月28日(月) 午後2時
----	--